

## はじめに

我が国の経済は、輸出を中心に弱い動きが続いていたものの、緩やかに回復していた中で、依然として続く人手不足感等を背景に2019年までは女性や高齢者等を中心に労働参加が進んでいた。しかしながら、2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下「感染拡大」という。）の影響により、実質GDPは大幅なマイナス成長となった。雇用情勢も大きな影響を受け、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月には、就業者数、雇用者数が大きく減少したほか、労働参加の縮小の動きがみられ、非労働力人口が増加した。同時に、休業者数が一時的に増加し、完全失業者数は緩やかに増加した。こうした中、労働時間・賃金は大幅に減少した。

「令和3年版 労働経済の分析」では、こうした2019年及び2020年の労働経済の特徴を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響」をテーマとして以下の2部立ての構成で分析を行った。

まず、第I部「労働経済の推移と特徴」では、第1章から第4章までで、感染拡大前後の2年間（2019年～2020年）の一般経済、雇用・労働時間等の動向について、働き方改革の進展等の動きも含め、概観した。その上で、第5章「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用・労働に及ぼした影響」では、2020年における感染拡大が雇用・労働に及ぼした影響について、直近の大規模な経済ショックであるリーマンショックと比較しながら概観した上で、産業別や労働者の属性別の観点から詳細に分析した。また、第6章「新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における雇用対策」では、リーマンショック期以降の雇用対策等の展開をみた上で、感染拡大期の雇用対策の特徴や雇用調整助成金等の効果について分析を行った。

第II部では、今般の感染拡大が労働者によって異なる影響を及ぼしていることに着目し、二つのテーマで分析を行った。まず、第1章「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において業務の継続を求められた労働者の働き方について」では、感染拡大下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務のために引き続き出勤しての業務の継続が求められた労働者に着目し、まず感染拡大前の平常時における仕事をめぐる状況を概観した上で、感染拡大下での業務負担等の変化や、感染拡大に対する勤め先の対応策とその効果等について分析した。その上で、労働者が意欲をもって可能な限り満足度の高い働き方ができるよう、望まれる取組について考察した。

続いて、第2章「テレワークの定着に向けた課題について」では、緊急事態宣言下に急速に普及したものの、その後実施率が低下したテレワークに着目し、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」「新しい生活様式」に対応した働き方として、また、時間や場所を有効に活用し、子育て等と仕事との両立や、生産性の向上につながる働き方として、今後も定着させていく上での課題について分析を行い、企業・労働者の双方がテレワークのメリットを感じられるような、テレワークによる仕事の進め方や環境整備の在り方について考察した。

なお、令和2年度においては、感染拡大が労働経済に多大な影響を及ぼしたこと等を踏まえて「労働経済の分析」の作成を見送り、今般、「令和3年版 労働経済の分析」として2019年及び2020年の2年間の労働経済の動きについて分析を行ったものである。

## 凡例

○本分析は、原則として2021年3月までに入手した2020年12月分までのデータに基づいている。

○年（年度）の表記は、原則として西暦を使用している。

### ○産業（業種）、職業の表記について

資料出所の調査における用語をそのまま用いているため、類似の産業（業種）、職業について表記が異なることがある。

### ○雇用形態の表記について

本文においては、「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」とりまとめ（望ましい働き方ビジョン）（2012年3月厚生労働省職業安定局）を参考に、以下の整理にしたがって、雇用形態の異なる労働者について言及している。（図表においては、各種統計調査で用いられている表記（正社員、正社員以外など）を原則として使用している。）

なお、これらは一定の価値観をもって整理しているわけではないことに留意する必要がある。

#### （正規雇用労働者）

①労働契約の期間の定めがない（無期雇用）、②フルタイム労働、③直接雇用の3つを満たす者や、勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」あるいは「正社員」等である者。

なお、正規雇用労働者と同様に無期労働契約でありながら、勤務地、職務、労働時間などが限定的な者を「限定正社員」としている。

#### （非正規雇用労働者）

上記①～③のいずれかを満たさない者や、統計上の「非正規の職員・従業員」（勤め先での呼称が、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」等である者）。